

公益財団法人さいたま市文化振興事業団「S a C L a 友の会」規約

(名称)

第1条 本会の名称はS a C L a 友の会（以下「友の会」という。）とします。

(目的)

第2条 この会員制度は、公益財団法人さいたま市文化振興事業団（以下「事業団」という。）が主催又は共催する文化事業等の鑑賞および参加の機会を提供し、会員の芸術文化への理解と教養を深め、芸術文化の向上に寄与することを目的とします。

(会員)

第3条 会員とは本規約を承認の上、所定の手続きを経て申込みをされ、第4条に定める会費を納めた方をいいます。

(会費)

第4条 会員は、事業団が定めた方法により、入会金 400 円及び、年会費 1,500 円を支払うものとします。

2 前項により支払われた会費についてはいかなる理由があっても返還しないものとします。

(会員の期間)

第5条 会員期間は新規入会申込が完了した日から1年間とします。なお、会員期間満了までに会費の支払いがない場合は、自動退会となります。

(会員特典)

第6条 会員は、年会費支払後より事業団が行う各種特典を、所定の方法により利用することができることとします。また、その際に会員番号、氏名、電話番号など個人情報の照会等が必要となる場合があります。

(届出事項の変更)

第7条 会員は住所、氏名及び電話番号、メールアドレス等に変更があった場合には、速やかに変更手続きを行うものとします。

2 前項の変更手続きがないことにより、事業団からの送付書類その他のものが延着、または到着しなかった場合や、メールが受信できなかった場合でも、異議を述べることはできないものとします。

(転売等の禁止)

第8条 会員として入手したチケットを方法の如何に関わらず、事業団が営利目的と判断しうる状況により第三者に転売することを禁じます。

(会員資格の喪失)

第9条 事業団は、会員が以下の各号に該当する場合には資格を取り消すことができるものとします。ただし、会員資格を喪失した場合も、事業団に対する債務の支払いを免責されるものではありません。

- (1) 虚偽申告等の不正が発覚した時
- (2) 会費及びチケット代金の支払いを怠った時
- (3) 事業団が定めた規約に違反した時
- (4) その他事業団の運営上支障がある時

(規約の変更)

第10条 本規約を変更する場合には、会員に通知するものとします。

(個人情報)

第11条 友の会の入会申込みを通じて得た個人情報については、事業団個人情報保護規程に準じ取り扱うものとします。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、友の会の運営について必要な事項は、事業団が別に定めるものとします。

(附則)

この規約は平成24年4月1日より適用するものとします。

(附則)

この規約は令和6年4月1日より適用するものとします。

※ インボイス対応領収書が必要な方は、S a C L a インフォメーションセンターまでご連絡ください。